様式第107の2（第43条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱電話局 |  |
| 電話局 |
| 差押調書　　（謄本）　　　　　　　電話加入権用 |
| 年　　　月　　　日　　　　　　　殿村長　　　　　　　　　下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。 |
| 滞納者 | 住(居)所 (所在地) |  |
| 氏名 (名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・ ・ | 円 | 円 | 下記の金額円 | 円 | 円 | 下記の金額（　　）円 |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　） |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　） |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 差押財産 | 局番 | 電話番号 | 電話機の設置場所 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。年　　月　　日（　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 記1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます｡）に年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間、又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお、計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は滞納処分に要した費用で、（　）書の金額は、この調書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この差押について不服があるとき、この謄本を受けとった日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求をすることができます。 |